平成18年度任用市政嘱託員（一般事務）を募集

◆試験日程　第1次試験＝2月11日㈷、第2次試験＝第1次試験合格者に通知します。
◆受験資格・募集人員　平成18年4月1日現在、18歳以上60歳以下の方を若干名
◆任用期間　任用日から平成19年3月31日まで（任用期間満了後、規定により更新する場合あり。）
◆勤務時間　月～金曜日の午前8時30分～午後5時の間で週30時間以内（実働）
※土・日曜日および平日夜間を含む変則勤務の場合あり。
◆業務内容　経理を含む一般事務（外勤の場合あり）、諸証明発行関連事務、社会保険労務関係事務、施設管理業務、建築などに関連する一般事務、環境や化学に関する一般事務、市内小中学校における一般事務、国民健康保険税等徴収に関する事務
◆報酬など　月額16万9千500円。別途交通費を2万円以内で支給。社会保険・労働保険の適用あり。
◆勤務場所　市役所および市内関連施設
◆募集要項、受験申込書・履歴書の配布　三鷹市ホームページからダウンロード、もしくは職員課（市役所3階）と各市政窓口で配布。
▼1月16日㈪～27日㈮（必着）に、受験申込書と履歴書に必要事項を記入し縦4㌢×横3㌢の写真（最近3カ月以内に撮影したもの）をそれぞれ1枚ずつ貼り、署名押印（受験申込書のみ）したものを、返信用の50円切手を同封のうえ「〒181－8555三鷹市役所職員課」へ配達記録郵便で申し込む。くわしくは募集要項をご確認ください。
なお、東京電子自治体共同運営が提供している電子申請サービスHP http://www.e-tokyo.lg.jp/info/res/top/PrtIRTopMenu.doから受験申し込みをした場合は、印刷した受験票と履歴書を受験日当日に右記と同様に写真を貼ってお持ちください。

ご利用ください「三鷹市しごとの相談窓口」

現在働いている方、求職中の方、事業者の方を対象に、専門のスタッフが「しごと」に関するさまざまな相談にお答えします。在宅で仕事をしたい市民の方には内職の相談・登録も行います。
相談員は東京都労働相談情報センターの相談員、わくわくサポート三鷹のキャリアカウンセラー、ハローワーク三鷹の就職アドバイザー、多摩東部地域産業保健センターの保健師。
▽1月16日㈪午前10時～午後0時30分、三鷹産業プラザ7階で。
▼当日、直接会場へ。
※相談窓口は毎月第1月曜日に開設しています。開設日以外に相談を希望する方は生活経済課☎内線2544へご連絡ください。専門相談員との日程を調整します。

第21回三鷹市消費者活動センター運営協議会まつり

甘酒の無料配布やお手玉・はがき絵などの手作りルームなど、楽しい催しがたくさん。ご家族でどうぞ。おもちゃの病院、生活用品活用市も同時開催
▽2月4日㈯午前10時～午後3時30分、消費者活動センター（下連雀3－22－7）で。
▼当日、直接会場へ。
⇨同運営協議会☎41－0510

リサイクル市民工房「ネクタイからポシェット作り」

▽1月25日㈬午後1時30分～3時30分、同工房で。ネクタイ1本（ほどいてアイロンをかけたもの）、ひも（長さ1.1㍍、直径5㍉）、ビーズ少々、ファスナー20㌢、型紙用の包装紙、裁縫道具、はさみ（紙用・布用）持参。
▼同工房☎34－3196（水・木・土・日曜日午前10時～午後4時開館）へ直接または電話で申し込む。定員10人程度。

ご家庭で不用になったはがきを回収します

市内各郵便局の協力で、家庭で不用となった使用済みのはがき（事業所のものは不可）の回収を行います。回収は専用の緑色の箱で行い、プライバシー保護のため、箱ごとリサイクルします。投入したはがきは取り出せませんのでご注意ください。
◆回収できるはがき　使用済み官製はがき、年賀はがき、往復はがき（写真入りも可）
◆回収場所　市内各郵便局と市役所（1階・5階）、リサイクル市民工房、各市政窓口
◆回収期間　1月16日㈪～2月10日㈮の各施設が開館している時間内
⇨ごみ対策課☎内線2533

浄化槽をお使いの方へ　法定検査や使用廃止の届け出を忘れずに

浄化槽は、定期的な保守点検・清掃と年一度の法定検査が義務付けられています。2月1日㈬からは浄化槽法の改正により、法定検査を受けない場合の都知事の指導監督権限が強化され、また浄化槽の使用廃止の届け出が義務付けられます。法定検査を受けていない方は必ず受けましょう。また浄化槽を廃止された場合は、廃止の届け出をお願いします。
⇨都環境局多摩環境事務所廃棄物対策課浄化槽係（浄化槽に関して）☎042－528－2692、都生活水環境システム協会検査センター☎042－589－8782（法定検査の申し込み）

市立小・中学校給食用食材納入業者登録受付

三鷹市学校給食運営委員会では平成18年度小・中学校給食用食材などの納入業者を募集します。
◆申請用紙の交付　1月30日㈪～2月3日㈮午前8時30分～午後5時（正午～午後1時を除く）、三鷹市学校給食運営委員会事務局（教育センター1階学務課内）で。
◆登録有効期限　2年間
▼2月6日㈪～10日㈮午前8時30分～午後5時に同事務局へ直接申し込む。
※申請には各種添付書類が必要です。
※平成17年度に登録手続きを行った納入業者は申請不要。
⇨同事務局☎内線3238

三鷹市勤労市民講座　使用者実務セミナー～「職場うつ」への早期対応と円滑な職場復帰～

東京都労働相談情報センター国分寺事務所・三鷹市・三鷹商工会主催　対象は人事労務担当者・労組役員・関心のある方。「職場うつ」を発症した社員に早期かつ適切に対応し、円滑な職場復帰に対処するための基礎知識を、精神医学、法律面それぞれから解説します。最終日には、質疑応答もあります。
▽①2月23日㈭『職場うつ』精神医学の基礎知識～早期発見から職場復帰まで」講師は防衛医科大学校教授・精神科医の野村総一郎さん。②27日㈪「『職場うつ』発症後の法律問題～配転、休職、解雇、職場復帰など」講師は、弁護士（働くうつの人のための弁護団代表）の清水建夫さん。③3月2日㈭「Q&A職場復帰のプロセス～精神科医と弁護士からの助言」講師は、東京経済大学教授・精神科医の島悟さん、弁護士の清水建夫さん、MDA-JAPAN（うつ・気分障害協会）代表・保健師の山口律子さん。
いずれも午後6時30分～8時30分、三鷹産業プラザ（下連雀3－38－4）で。
▼事前に東京都労働相談情報センター国分寺事務所「〒185－0021国分寺市南町3－22－10」・☎042－323－8511・FAX042－323－8512へ郵便・電話・ファクスで申し込む。先着100人。
⇨生活経済課☎内線2542

あなたの事業所は大丈夫？　65歳までの雇用確保

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」が昨年改正され、4月1日からは65歳までの定年の引き上げや、継続雇用制度の導入（段階的引き上げあり）などの高年齢者雇用確保措置が義務付けられます。各企業においては、意欲と能力のある高年齢者が働き続けることができる環境の整備が必要となります。
くわしくは、ハローワーク三鷹☎47－8609へ。
⇨生活経済課☎内線2542

三鷹駅前にショップ・ギャラリーを開いてみませんか？

㈱まちづくり三鷹では、1月から「スペースみたか101」（三鷹駅前協同ビル1階）を1週間単位で貸し出しています。アンテナショップやギャラリーなど使い方は自由。あなたのアイデアで出店してみませんか？
◆スペースみたか101　下連雀3－24－3三鷹駅前協同ビル1階101号室、床面積29・37平方㍍、ミニキッチン、トイレ、壁面ピクチャーレールなどあり
◆貸出期間　3月27日㈪まで。火曜日～翌週月曜日の1週間単位
◆使用料　3万5千円（1週間）
▼使用申請書、誓約書を記入し、会社の登記簿謄本（個人の場合は住民票）を添えて、「〒181－8525㈱まちづくり三鷹」（下連雀3－38－4）へ直接または郵送で申し込む（審査あり）。
※業種、取り扱い品目などによってはお断りする場合があります。
くわしくは同社☎40－9669へ。

「税についての作文」で市内中学生が優秀賞など受賞

全国納税貯蓄組合連合会が中学3年生を対象に募集した作文で、三鷹市からは次のみなさんが受賞しました。
◆全国納税貯蓄組合連合会優秀賞・東京納税貯蓄組合総連合会会長賞　濱村浩司さん（三中）、橋田夏美さん（七中）
◆武蔵野税務署長賞　斉藤友里さん（二中）
◆東京都立川都税事務所長賞・東京納税貯蓄組合総連合会会長賞　茂木真由美さん（二中）
◆三鷹市長賞　森岡あさみさん（四中）
◆三鷹市教育長賞　岡崎咲子さん（四中）
◆武蔵野納税貯蓄組合総連合会優秀賞　緒方史音さん（三中）、大西史之佑さん（七中）
◆全国納税貯蓄組合連合会学校賞・武蔵野納税貯蓄組合総連合会学校賞　第七中学校
◆武蔵野納税貯蓄組合総連合会学校賞　第二中学校
⇨納税課☎内線2414

消費者相談窓口から 212

消費者相談窓口 ☎47-9042

未公開株の勧誘にご注意！

〈相談〉
突然業者から、「近々○○会社が上場します。上場すれば株価は必ず上がります」と電話があり、未公開株の購入を勧められた。未公開株の発行元である○○会社が一流企業だったのでつい申し込んだが、販売会社は信用できるだろうか。本物の株券が渡されるか不安。まだ支払いはしていない。（70歳代女性）
〈処理〉
販売会社は証券業登録のない会社で、株式を売買することは証券取引法に違反する可能性があります。相談者に未公開株の発行会社へ事実確認するよう伝え、証券会社ではない会社との取引は避けたほうが無難と助言しました。
〈アドバイス〉
未公開株とは、証券取引所や店頭に上場されていない株で、この未公開株が上場された場合、新規上場後の初値が公募価格を大きく上回ることが多いため、人気が高くなっています。一般的には証券会社の公募に応募して、抽選に当たらないと入手できません。
こうした未公開株人気を背景に、証券会社ではない会社が、「上場間近」「値上がり確実」「あなただけ特別」などと電話で勧誘しますが、実際には上場予定がない、または上場は事実だったものの予定公募価格の10倍以上の金額で買わされたケースもあります。
営業として株券の売買などを行うことができるのは、登録を受けた証券会社だけです。さらに未公開株は、譲渡制限がある場合が多く、一般に株券が出回ることはありません。譲渡制限のある株を取得しても、株券の所有者は株券の発行会社に株主として認めてもらうことはできません。うまい話には十分気をつけましょう。
※くわしくは「金融庁のホームページ」→「一般のみなさんへ」→「未公開株購入の勧誘にご注意！～一般投資家への注意喚起～」でご確認ください。
（三鷹市消費者相談員）